

2018年度年末手当妥結

基準内賃金の3.18ヶ月分

12月4日(火)以降、準備でき次第

11月14日、申第1号「2018年度年末手当の支払いに関する申入れ」第三回目の団体交渉を行い、会社側から回答の提示があった。本部は、好調な業績を踏まえた社員への還元を強く主張するとともに、JRグループの発展をめざした施策の実現にむけたモチベーションアップのために、要求の満額獲得をすべく鋭意交渉に臨んできた。回答は要求額に届かなかったため持ち帰りとし、持ち回り執行委員会において協議の結果、11月14日15時00分に妥結した。

1 基準額

基準額は、基準内賃金の3.18ヶ月分とする。

2 支給日

平成30年12月4日(火)以降、準備でき次第とする。

激変の時代・変革への対応を担うのは、まさに人財である。
労働組合としてあるべき姿勢を示し、JR産業のさらなる発展
をともにめざしていこう！